

## 5. 一次エネルギー消費量の算定に関する質問

<p><b>Q</b> <b>5-01</b></p>	<p>一次エネルギー消費量を算定する際、対象となるのはどのような取り組みでしょうか。</p>
<p><b>A</b> <b>5-01</b></p>	<p>平成28年制定の建築物省エネルギー基準における住宅の一次エネルギー消費量に関する基準の計算において、計算対象となるものになります。平成28年省エネルギー基準における具体的な計算方法等は下記のホームページ等を参照ください。</p> <p>■国立研究開発法人 建築研究所「建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報」  <a href="http://www.kenken.go.jp/becc/index.html">http://www.kenken.go.jp/becc/index.html</a></p> <p>なお、今年度事業では、平成25年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法は活用できませんので、ご注意ください。</p>
<p><b>Q</b> <b>5-02</b></p>	<p>評価委員会で、提案する住宅の一次エネルギー消費量を概ねゼロとするものと同等以上と認められるものとして申請する場合、一次エネルギー消費量の計算はどのようにすればよいのでしょうか。</p>
<p><b>A</b> <b>5-02</b></p>	<p>算定要領で定めた計算方法で計算可能な範囲（平成28年省エネ基準準拠の評価方法で計算可能な範囲）については、所定の方法による一次エネルギー消費量の計算結果を添付して申請してください。また、所定の方法で計算のできないものについては、別途、提案する技術、取り組みの一次エネルギー消費量の削減効果を所定の様式（別添様式）に具体的に記載してください。ただし、外皮性能については、応募要領別紙2のZEHの強化外皮基準を満たす必要があります。</p>